解散公告

当社は、平成二十四年一月二十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

広島市佐伯区楽々園二丁目一番三二号

広島仏壇株式会社

代表清算人　中村　嘉文

解散公告

当社は、平成二十四年一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

広島市中区銀山町三番一号

サウンドソブリン株式会社

代表清算人　谷本　賢治

解散公告

当社は、平成二十三年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

山口県萩市大字江崎一〇二三番地

有限会社井関商店

清算人　井関　稔

解散公告

当社は、平成二十三年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

北九州市小倉北区新高田一丁目一九番一号

有限会社林電設

清算人　林　誠

解散公告

当社は、平成二十四年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

長崎県島原市湊町九番地

有限会社小松造船所

清算人　中村　光徳

解散公告

当社は、平成二十四年一月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

福岡市西区小戸二丁目一三番一六号

株式会社九州のムラ市場

清算人　諸隈　正人

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十二月三十一日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

東京都北区浮間四丁目三二番二九号清水ビル六〇三

医療法人社団弘博会

清算人　三島　陽一

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年一月十二日付山梨県指令都計第一九二八号により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

山梨県甲府市丸の内一丁目一六番一〇号

甲府紅梅地区市街地再開発組合

代表清算人　宇佐美太郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十二月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

長野県諏訪郡富士見町落合六〇一九番地イ

財団法人机共存会

代表清算人　五味　正彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十二月二十二日開催の通常総会の決議により平成二十四年一月六日静岡県教育委員会の許可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

静岡市葵区田町七丁目九〇番地

社団法人静岡県立静岡商業高等学校後援会

代表清算人　川澄真一郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年一月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

奈良県吉野郡東吉野村大字木津二九九番地

財団法人高見自治会

代表清算人　萬谷　一彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年一月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

奈良県吉野郡東吉野村大字平野八九八番地の一

財団法人平野自治会

代表清算人　梶　壽

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

広島市佐伯区五日市町大字下河内五八番地の一

財団法人下河内倶楽部

代表清算人　川口　孝俊

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十二月十四日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

長崎県諫早市高来町小峰三四五番地二

特定非営利活動法人福祉サービスもみの木会

清算人　平原　健治

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

熊本市東町四丁目一一番一号

財団法人国際保健医療交流センター

清算人　小野　友道

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十二年五月二十五日群馬県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

群馬県渋川市石原八〇番地

清算法人五輪平土地改良区

代表清算人　飯野　照男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月十六日開催の臨時総会の決議を経て、同年十二月二十六日に国土交通大臣及び経済産業大臣の許可を受け、同年十二月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

東京都台東区上野七丁目一二番一三号協和ビル五階

社団法人全国自動車部品商団体連合会

代表清算人　船場　透